

個人情報・特定個人情報・情報提供等記録の比較

	個人情報（特定個人情報を除く。）	特定個人情報	情報提供等記録
①目的外利用	○	○	×
庁内の別の目的で集めた情報を共有すること	(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 (3) 市民福祉の増進を図るために必要であり、個人の秘密を侵害するおそれがないと認められるとき。 (4) その他実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認められたとき。	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。	
②外部提供	○	×	×
他の組織に、収集した情報を提供すること	(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 (3) 市民福祉の増進を図るために必要であり、個人の秘密を侵害するおそれがないと認められるとき。 (4) その他実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認められたとき。	※ 条例ではできないが、番号法においては提供できる。	※ 同左

<p>③ 電子計算機の結合</p> <p>オンラインにより情報の通信を行う</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <hr/> <p>審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めるとき。</p>	<p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: center;">○</p>
<p>④ 開示請求</p>	<p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: center;">○</p>
<p>⑤ 訂正請求</p>	<p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: center;">○</p>
<p>⑥ 削除請求</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <hr/> <p>(1) 思想、信条及び宗教に関する情報等の管理等をしているとき。 (2) 本人の同意がないとき。 (3) 法令等の規定に基づかずに収集されたとき。</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <hr/> <p>(1) 適法に取得されたものでないとき。 (2) 利用目的を超えて保有されているとき。 (3) 利用目的以外の目的のために利用されているとき。 (4) 番号法の提供の制限に違反して収集されているとき。 (5) 番号法の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</p>	<p style="text-align: center;">×</p>

⑦中止請求	○ 条例の規定によらないで、目的外利用等がされていると認めるとき又はされようとしていると認めるとき。	○ (1) 適法に取得されたものでないとき。 (2) 利用目的を超えて保有されているとき。 (3) 利用目的以外の目的のために利用されているとき。 (4) 番号法の提供の制限に違反して収集されているとき。 (5) 番号法の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。	×
-------	---	---	---